

令和 5 年 12 月 21 日

滋賀県議会議長 奥 村 芳 正 様

議会改革検討委員会

委員長 川 島 隆 二

検討結果報告書の提出について

令和 5 年 7 月 14 日付け滋議第 221 号にて本委員会に諮問のあったことについて、議会改革検討委員会設置運営要綱第 6 条第 2 項に基づき、別添のとおり検討結果報告書を作成しましたので、提出します。

(別添)

はじめに

本委員会は、令和 5 年 7 月 14 日に第 1 回会議を開き、議長の諮問を受け、タブレット端末の導入に係る効果を検証し、利用範囲の拡大など更なる活用についての検討とともに、議会におけるデジタル化の進展を踏まえ、委員会のオンライン開催についての検討を開始した。

令和 5 年 10 月 30 日には、それまでに結論を得た内容について、議長に中間報告を行った。

その後更に議論を進め、今般委員会としての結論を得たので、次のとおり中間報告で報告した内容と併せて検討結果を報告する。

第 1 タブレット端末の導入に係る効果の検証および更なる活用について

1 検討経過

ペーパーレス化の推進をはじめ、情報共有や議会審議の充実・深化のため、タブレット端末およびファイル管理システム（SideBooks）・グループウェア（サイボウズ）を令和 3 年 11 月からの試行を経て令和 4 年 4 月から導入した。また、導入後 1 年を目途にペーパーレス化の効果等を検証し、タブレット端末等の更なる活用について検討することとされていたため、本委員会で以下のとおり検証および検討を行った。

- (1) タブレット端末の導入の効果を検証し、ペーパーレス化により年間約 950 万円の経費が削減されるなど、一定の効果があったと認められた。
- (2) 令和 6 年度にタブレット端末の保守等に係る契約期間が終了するため、引き続きタブレット端末等を利用するかどうか検討した。
- (3) タブレット端末の更なる活用を行うため、各会派に対し意見照会を行い、今年度本委員会で協議する事項を以下のとおり整理し、検討した。

ア SideBooks の私有端末での利用について

イ SideBooks のページ通知機能の導入について

ウ 議場等へのキーボードの持込みについて

2 検討結果

(1) タブレット端末等に係る令和6年度以降の契約について

ア 来年度以降も引き続き現在のタブレット端末を使用することとし、ファイル管理システムおよびグループウェアも使用する。

イ 契約期間については、現在のタブレット端末の処分制限期間や議員任期を勘案し、令和9年4月末まで契約する。

(2) タブレット端末の更なる活用について

ア SideBooksの私有端末での利用について

SideBooksの私有端末での利用を希望者に限り認めることとする。なお、以下のとおり必要なセキュリティ対策を講じることとする。

(ア) 公衆無線LANでの使用は禁止する。

(イ) ウイルス対策を講じる。

(ウ) 公開前資料はダウンロードできないように設定する。

(エ) 利用端末を事前に届け出る（本人所有の端末に限る。）。

イ SideBooksのページ通知機能の導入について

導入時と比べて、資料のページ番号の付し方等も改善され説明箇所が分かりやすくなっているとともに、習熟度の高まりにより対応できることから、ページ通知機能は導入しないこととする。

ウ 議場等へのキーボードの持込みについて

現在のタブレット端末を利用している間は、引き続きキーボードの持込みを不可とする。ただし、タブレット端末等の令和9年度以降の在り方については今回の検証の対象となっていないことから、その検討の際に議場等へのキーボードの持込みの可否等についても改めて検討する。

第2 委員会のオンライン開催について

1 検討経過

議会は、地方公共団体の意思決定を行う機関として、感染症のまん延や災害時等においても、その役割を最大限果たすことが求められていることから、参集することが困難な委員がいる場合における委員会のオンライン参加による開催について、論点の整理や模擬の委員会を実施し、オンライン参加の可否等の

検討を行った。

2 検討結果

委員会のオンライン参加による開催について、以下のとおりとする。

- (1) 指定する場所に参加することが困難な委員がいる場合における委員会のオンライン参加の可否

委員会のオンライン参加（出席扱い）を可能とする。それに伴う措置として、滋賀県議会委員会条例（昭和 31 年滋賀県条例第 28 号）等を改正するとともに、必要な備品購入に係る経費を令和 6 年度予算で計上する。

- (2) 委員会のオンライン参加を可能とする事由

感染症のまん延、大規模災害、育児・介護その他のやむを得ない事由とする。

- (3) 委員会のオンライン参加が可能な範囲

正副委員長を除く委員とする。

おわりに

本委員会は、令和 5 年 7 月 14 日に議長の諮問を受けて以来、6 回にわたる検討を重ねてきたが、タブレット端末等については、今回検討した事項以外にも、令和 9 年度以降の在り方について改めて検討する必要がある。

現在は貸与したタブレット端末等を利用することとしているが、タブレット端末等の導入に至る経緯や本委員会が出された意見を踏まえ、どのような形態がふさわしいのか検討されることを期待して報告を終える。

議会改革検討委員会 委員名簿

	氏 名	会 派
委 員 長	川 島 隆 二	自由民主党滋賀県議会議員団
副委員長	田 中 松 太 郎	チ ー ム し が 県 議 団
委 員	加 藤 誠 一	自由民主党滋賀県議会議員団
	重 田 剛	自由民主党滋賀県議会議員団
	小 河 文 人	自由民主党滋賀県議会議員団
	河 井 昭 成	チ ー ム し が 県 議 団
	木 沢 成 人	さ ざ な み 倶 楽 部
	河 村 浩 史	滋 賀 維 新 の 会
	清 水 ひ と み	公 明 党 滋 賀 県 議 団
	節 木 三 千 代	日 本 共 産 党 滋 賀 県 議 会 議 員 団

議会改革検討委員会の検討状況

会 議	開催日	議 題	
		タブレット端末の導入に係る効果の検証および更なる活用について	委員会のオンライン開催について
第 1 回	令和 5 年 7 月 14 日（金）	・ 委員長および副委員長の互選 ・ 議長の諮問 ・ 委員会の運営について	
		・ 前回の答申の概要について	・ 委員会のオンライン開催の他府県の状況について
第 2 回	8 月 7 日（月）	・ タブレット端末の導入に係る効果の検証について	・ 委員会のオンライン参加の可否について
第 3 回	9 月 20 日（水）	・ タブレット端末に係る意見照会の集計結果について ・ タブレット端末に係る令和 6 年度以降の契約について	・ 委員会のオンライン参加を可能とする事由および範囲について ・ (委員会協議会) 委員会のオンライン参加に係る模擬について
第 4 回	10 月 2 日（月）	・ 中間報告案について	
		・ タブレット端末に係る意見の整理案について	—
—	10 月 30 日（月）	・ 議長への中間報告	
第 5 回	10 月 30 日（月）	・ タブレット端末の更なる活用案の検討について	—
第 6 回	11 月 29 日（水）	・ 検討結果報告書案について	